

# 総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和2年10月9日(金曜日)  
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前10時 1分 開議  
午前10時14分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

## 1 本日の会議に付した事件

(1) 請願陳情審査

- ① 令和2年請願第3号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな比准を求める意見書を国に提出することを求める請願
- ② 令和2年陳情第1号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書」の提出を求める陳情

(2) 報告事項

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小事業者等に対する固定資産税等の特例措置について (資産税課)
- ② 市有車の交通事故について (清掃事務所)

## 2 出席委員(7名)

委員長	小泉康二君	副委員長	佐藤昭雄君
委員	滑川友理君	委員	田中真己君
委員	高倉富士男君	委員	須田浩和君
委員	福島辰三君		

## 3 欠席委員(なし)

## 4 委員外議員出席者(1名)

議長 安藏栄君

## 5 説明のため出席した者の職, 氏名

副市長	田尻充君		
市長公室長	小田木健治君	秘書課長	川上悟君
政策企画課長	宮川孝光君	交通政策課長	須藤文彦君
情報政策課長	北篠佳孝君	みとの魅力発信課長	沼田誠君
総務部長	園部孝雄君	総務部参事兼人事課長	天野純一君
総務法制課長	上垣外泰之君	行政経営課長	熊田泰瑞君

財産活用課長	谷 津 茂 男 君	市民課長	高 安 正 紀 君
財務部長	白 田 敏 範 君	税務事務所長	小 川 喜 実 君
財務部参事兼 財政課長	梅 澤 正 樹 君	契約検査課長	鈴 木 和 男 君
市民税課長	安 里 裕 行 君	資産税課長	関 根 豊 君
収 税 課 長	佐々木 信 也 君		
市民協働部長	川 上 幸 一 君	市民協働部 副 部 長	小 嶋 いつみ 君
市民協働部 技 監	太 田 達 彦 君	市民協働部 参 事 兼 スポーツ課長	柏 直 樹 君
市民協働部 参 事 兼 体育施設整備 課 長	青 山 和 夫 君	市民生活課長	小 川 邦 明 君
防災・危機 管 理 課 長	小 林 良 導 君	生活安全課長	村 沢 晶 弘 君
文化交流課長	三 宅 陽 子 君	新市民会館 整 備 課 長	篠 原 芳 之 君
男女平等 参 画 課 長	石 塚 美 也 君		
生活環境部長	佐 藤 則 行 君	環境保全課長	林 栄 一 君
衛生事業課長	黒 澤 純 一 郎 君	ごみ減量課長	渡 邊 徳 子 君
廃棄物対策 課 長	亀 井 俊 道 君	新ごみ処理 施設整備課長	宮 田 正 一 君
清掃事務所長	清 水 健 司 君		
会計管理者兼 会 計 課 長	小 田 木 義 弘 君		
選挙管理委員会 事 務 局 長	外 岡 淳 一 君		
監 査 委 員 事 務 局 長	綿 引 信 明 君	監 査 委 員 事 務 局 次 長	和 田 隆 君
議会事務局長	小 嶋 正 徳 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 総 務 課 長	関 谷 勇 君
議 事 課 長	永 井 誠 一 君		

6 事務局職員出席者

議事課副参事 兼課長補佐	大 嶋 実 君	書記	武 田 侑未子 君
-----------------	---------	----	-----------

午前10時 1分 開議

○小泉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

この際、御報告いたします。本日、一般傍聴人3名がお見えになりますので、よろしく願いいたします。

〔傍聴人入室〕

○小泉委員長 これより議事に入ります。

初めに、請願陳情審査を行います。

当委員会に付託され、継続審査となっております、令和2年請願第3号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな比准を求める意見書を国に提出することを求める請願及び令和2年陳情第1号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情につきましては、本日のところは継続審査といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

以上で、請願陳情審査を終わります。

次に、報告事項の説明を行います。

初めに、(1)の新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小事業者等に対する固定資産税等の特例措置について、執行部から説明を願います。

関根資産税課長。

○関根資産税課長 それでは、新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小事業者等に対する固定資産税等の特例措置につきまして、財務部資産税課提出の資料により御説明いたします。

初めに、1の内容でございますが、地方税法改正に伴い、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により、事業収入が減少した中小事業者等に対し、事業用家屋及び償却資産に係る令和3年度の固定資産税、都市計画税の負担を軽減するものでございます。

なお、軽減に伴う税の減収分につきましては、国からの特別交付金によって補填されることとなっております。

次に、2の対象者でございますが、令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月の事業収入が、前年の同時期の事業収入と比較して、30%以上減少している中小事業者等でございます。

3の対象資産につきましては、事業用家屋及び償却資産となっており、土地や居住用家屋は対象外となっております。

4の軽減率及び対象年度でございますが、事業収入の減少率が50%以上の減少であった場合は、全額を軽減し、30%以上50%未満の減少であった場合は、2分の1を軽減するものでございます。また、対象年度といたしましては、令和3年度課税分のみが対象となっております。

5の申告方法でございますが、初めに、認定経営革新等支援機関等において、本件特例措置の適用要件を満たしていることの認定を受けていただき、その認定を受けた申告書を資産税課宛て、新型コロナウイルス

感染症の拡大防止のため、郵送等により御提出いただくようになります。

6の申告期間でございますが、令和3年1月4日から令和3年2月1日までとなっております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○小泉委員長 それでは、内容について御質問等がございましたら、発言をお願いします。

田中委員。

○田中委員 コロナの苦境に立つ中小事業者等に対する支援策として、ぜひ漏れなく対象事業者が受けられるようなことを求めたいと思うんですけども、2つ聞きたいのは、申告方法ですが、認定経営革新等支援機関等という聞き慣れない言葉が出ていますけれども、ここにある例示として、商工会議所とか、金融機関等とありますが、全ての事業者が例えばそういう関係機関に加入していたりとか、顧問契約を結んでいるわけではないのではないかと思いますけれども、そういった場合は、どういう対応になるのでしょうか。どういう対応が考えられるのでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

○小泉委員長 関根資産税課長。

○関根資産税課長 ただいまの御質問でございますが、こちらに上げさせていただいたものが、事例として認定経営革新等支援機関等となっております。

この等の中には、例えば帳簿の記載事項を確認する能力がある方、例えば、機関の認定を受けていなくても、税理士、公認会計士、その他中小企業診断士とか、あとは商工会議所や商工会、あとは農業協同組合ですとか、生活衛生同業組合なども含まれるというようなところが国のほうから示されておりますので、そちらのほうで対応をお願いするような形になります。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 任意の3か月ということなので、専門家から適用要件を満たしていると判断されれば間違いのない申請になるんだと思うんですけど、そこの関係を新たにつくるような場合は、そういった手数料というか負担は事業者側には生じるのでしょうか。その点はどのようなのでしょうか。

○小泉委員長 関根資産税課長。

○関根資産税課長 先ほどの御質問でございますが、事業者さんのほうから申告し認定をしてもらう際に、手数料等は発生する場合がございます。そちらにつきましては、事前に申告される事業者さんのほうから御確認をいただければと思います。

また、認定経営革新等支援機関等の方には、中小企業庁のほうからなんですけれども、中小事業者の状況に鑑みて、手数料等については柔軟な対応をお願いしたいというようなところで通知がされているところがございます。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 どれだけ柔軟な対応をしてくれるのがちょっと、それぞれ違うとすれば、やはり有利なというか、あまり負担のない形で、申請できるような市からの広報と言いますか、PRも必要なのではないかなというふうに思います。

それと、対象者が任意の3か月ということですけども、例えば持続化給付金ですと、国も市がやっている30%から50%未満のいわゆる前年同月比1か月分だけですよね。だから、そちらと連動は多分してい

ないんですよね。全く。ですから、似たような申請をまたするということになるのかなと思うんですけども、対象と思われる事業者数というのは非常に相当多いんだろうと思うんですけども、具体的に例えばホームページはもちろんですけれど、何かPRの手だてとしてはお考えになっていることがあるのか。その点だけお聞きしたいと思います。

○小泉委員長 関根資産税課長。

○関根資産税課長 周知の関係の御質問なんですけれども、現在水戸市のホームページのほうには掲載してございまして、あと、水戸市の商工会議所のホームページへの掲載、それから商工会議所会員へのメールマガジンによる発信というふうなことはお願いをしております。

また、商工会から会員様へのチラシの配布ですとか、あとは「広報みと」への掲載、あと、水戸市SNSによる発信ですとか、償却資産の申告送付の際にチラシの同封などをさせていただいて、周知を行う予定となっております。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 あらゆる手だてを取っていただきたいと思いますが、例えば一例としては先ほど申し上げた持続化給付金、市の独自の支援金を受けた事業者などは可能性もあるのかなというふうに思いますので、そういった既に受けた事業者などには、例えば紙媒体で送るとかということも含めて、積極的なPRをしていただきたいということを、これは要望して私は終わりたいと思います。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小泉委員長 ないようですので、この件について終わります。

次に、(2)の市有車の交通事故について、執行部から説明をお願いします。

清水清掃事務所長。

○清水清掃事務所長 それでは、市有車の交通事故につきまして、生活環境部清掃事務所提出の資料により御説明をさせていただきます。

まず、1の事故の種別といたしましては、じんかい収集車と乗用車の追突事故でございます。

2の事故の発生日時及び場所につきましては、令和2年9月9日水曜日の午前8時30分頃でありまして、下の現場見取図のとおり、平須十文字から寿町方面に向かう水戸市平須町158番地の146地先の市道上でございます。

3の事故の当事者につきましては、市側が清掃事務所の運転手でございます。相手側につきましては、水戸市東野町にお住いの主婦の方でございます。

次に、4の事故の概要につきましては、恐れ入りますが2ページ目、裏面を御覧願いたいと思います。

裏面の事故状況図でございますが、清掃事務所職員がごみ収集のため、集積所に停車していたところ、相手が運転する乗用車がじんかい収集車の運転席側の車体後部に追突したものであります。

申し訳ございません。また1枚目にお戻りいただきます。

5の傷害、損害の程度等につきましては、人身関係では、市側の運転手の頸椎捻挫など、そのほか物損関係では、運転席側の後部バックランプ、相手側は車体前部のバンパー等であります。

なお、市側の同乗しておりました清掃手につきましては、既にその時点で下車しており、けがなどはございませんでした。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○小泉委員長 それでは、内容について御質問等がございましたら、発言を願います。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○小泉委員長 よろしいでしょうか。

ないようですので、この件について終わります。

以上で、報告事項を終わります。

それでは、以上を持ちまして、本日の総務環境委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時14分 散会